

静岡文化芸術大学図書館・情報センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学学則第5条の規定に基づき、静岡文化芸術大学図書館・情報センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査等並びに学内情報ネットワーク全体の運営、管理等に関する業務を掌り、教職員、学生及び一般利用者の調査、研究並びに教育に資することを目的とする。

2 図書館資料（以下「資料」という。）とは、図書、新聞、逐次刊行物、写本、記録及び視聴覚資料その他研究並びに教育に必要な資料をいう。

3 センター及び情報ネットワークの利用に関する規定は、それぞれ別に定める。

(利用者の範囲)

第3条 センターを利用できるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 静岡文化芸術大学の学生（研究生、委託生、科目等履修生、社会人専門講座受講生及び特別聴講学生を含む。）

(2) 公立大学法人静岡文化芸術大学の常勤役員及び教職員（非常勤を含む。）

(3) 上記以外の者で、別に定める要件を満たすもの

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前8時45分から午後8時まで（授業のない日は午前9時から午後5時まで）

(2) 土曜日 午前10時から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日（振替休日を含む。）

(3) 開学記念日

(4) 年末・年始（12月27日から翌年1月4日まで）

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、臨時休館日を設けることができる。

(図書館・情報センター委員会)

第6条 センター及び情報ネットワークに関する重要事項を審議するため、図書館・情報センター委員会を置く。

2 図書館・情報センター委員会に関する規定は、別に定める。

(相互協力)

第7条 センターは、学内及び学外の資料を取り扱う組織と広範な相互協力を行うことができる。

(資料の寄贈)

第8条 センターは資料の寄贈を受けることができる。寄贈を受けた資料は、センター所蔵の資料と同一に扱われる。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、役員会の承認を経て行う。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年12月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。